

## 山形県とイオン株式会社の包括的連携協定

山形県（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、県民サービスの向上と山形県内における地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり包括的連携協定（以下、「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上、地域の活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地産地消と山形県産品の販路拡大に関すること
- (2) 観光の振興に関すること
- (3) 健康増進・食育に関すること
- (4) 環境対策に関すること
- (5) 地域・暮らしの安全・安心に関すること
- (6) 子ども・青少年育成に関すること
- (7) 高齢者支援に関すること
- (8) 災害対策に関すること
- (9) 障がい者支援に関すること
- (10) ICカード等を活用した商業・観光の振興に関すること
- (11) その他、地域社会の活性化・住民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙（乙の指定する乙の関係会社を含む）は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 第1項各号に定める事項を推進するにあたっては、甲及び乙は県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。その場合、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

(協定の見直し)

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

平成22年10月 5日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村 美栄子

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
イオン株式会社  
取締役 代表執行役社長 岡田 元也